

越谷市小中学校、保育所等の給食食材の放射性物質測定方針

1. 目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故の発生に伴い、小中学校、保育所等の給食に使用する食材の放射性物質を測定することにより、食材の安全性を確保し、子どもたちの健康を守るとともに、保護者等の不安を緩和することを目的とする。

2. 測定区分と測定場所

測定区分と測定場所は次のとおりとする。

(1) 学校給食食材	第一学校給食センター
(2) 保育所(園)給食食材	越谷市役所庁舎内
(3) みのり学園・あけぼの学園の給食食材	越谷市役所庁舎内
(4) 市立病院給食食材	越谷市役所庁舎内
(5) 障害者就労訓練施設しらこぼとの給食食材	越谷市役所庁舎内
(6) 学童保育室の夏季給食食材	第一学校給食センター
(7) あだたら高原少年自然の家の給食食材	食材納品業者等

3. 測定する放射性物質の核種

放射性ヨウ素131、放射性セシウム134、放射性セシウム137の3種

4. 測定方法

厚生労働省「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」に準拠し、測定する。

NaI (TI) シンチレーションスペクトロメータによる核種分析とし、翌日の給食に使用する食材の測定を基本とするが、使用当日に測定を行うこともある。

5. 測定体制等

(1) 学校給食食材

①測定頻度

毎日測定

②食材の種類

4～5種類

③測定体制

給食課職員が測定する。

(2) 保育所(園)、みのり学園、あけぼの学園の給食食材

①測定頻度

ローテーションで毎日測定

②食材の種類

3～5種類

③測定体制

保育所(園)給食については、保育課職員が測定する。

みのり学園、あけぼの学園については、施設職員が測定する。

(3) 市立病院給食食材

①測定頻度

月3回測定

②食材の種類

3～4種類

③測定体制

栄養科職員が測定する。

(4) 障害者就労訓練施設しらこぼとの給食食材

①測定頻度

月3回測定

②食材の種類

3～4種類

③測定体制

施設職員が測定する。

(5) 学童保育室の夏季給食食材

①測定頻度

毎日測定

②食材の種類

2～3種類

③測定体制

給食課職員が測定する。

(6) あだたら高原少年自然の家の給食食材

①測定頻度

月3回測定

②食材の種類

2～3種類

③測定体制

食材納品業者が測定する。

6. 測定下限値

測定下限値は1キログラムあたり20ベクレルとする。

(セシウムについては、セシウム134を10ベクレル、セシウム137を10ベクレルとする)

7. 測定結果の評価

測定の結果、放射性物質が1キログラムあたり20ベクレルを超えた場合(セシウムについては、セシウム134、セシウム137いずれかが10ベクレルを超えた場合)は、食材を変更するなどの対応を図る。

8. 測定結果の公表

測定当日に、それぞれの担当課が市のホームページ等の広報媒体で公表する。